

定 款

1999 年 10 月 27 日 作成
1999 年 10 月 15 日 特定非営利活動法人認証

2001 年 6 月…………一部改定
2002 年 2 月 4 日 認証

2002 年 9 月…………一部改定
2002 年 12 月 認証

2004 年 12 月…………一部改定
2005 年 3 月 認証

2012 年 3 月．．．．一部改訂
2012 年 10 月 23 日 認証

2013 年 3 月．．．．一部改訂
2013 年 7 月 2 日 認証

2015 年 3 月．．．．一部改訂
2015 年 6 月 8 日 認証

2018 年 3 月．．．．一部改訂
2018 年 6 月 27 日 認証

2021 年 3 月 20 日．．役員定数変更

2026 年 3 月 15 日．．．一部改訂
2026 年 7 月 21 日 認証

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

定 款

第 1 章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人国境なき医師団日本（こっきょうなきいしだんにっぽん）（以下「本会」という）と称し、フランス語では MEDECINS SANS FRONTIERES JAPON（略称「MSF JAPON」）とする。

本会の名称中、「国境なき医師団」（以下「MSF」という）については、MSF インターナショナルによりその使用を許諾されている。

第2条（目的）

本会の目的は以下のとおりである。

天災、人災、戦争など、あらゆる災害に苦しむ人々に、いかなる差別もすることなく援助を提供するという理念に基づき活動すること。

第3条（特定非営利活動の種類）

本会は、以下の各号に該当する特定非営利活動を行う。

- 1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) 災害救援活動
- 4) 国際協力の活動

第4条（事業の種類）

1. 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業分野として、以下の事業を行う。

- 1) 次の活動に必要な医師その他の人材を集めること
 - a) 天災、集団惨禍、紛争等に苦しむ人々に対する援助
 - b) 現地の医療技術および実践能力を向上させるための支援
- 2) 前号の活動のため、人的および物的手段を動員すること
- 3) MSF の活動への理解を求めるため、一般の人々、寄付者、会員、および各種機関などに情報を提供すること
- 4) MSF の活動への理解を深めるため、フォーラム、会議、展示会、映像製作等の啓発活動を進め、世論を喚起すること
- 5) MSF の活動のため、国内および国際的に資金援助を求めること

2. 本会の政治的キャンペーンおよびロビー活動は、いかなる場合も特定の公職候補者の選出や任命を目的とするものであってはならない。

3. 本会は、第1項の活動に支障がおよばず、かつ、利益のすべてがこれらの非営利活動に充当されることを条件として、以下のその他の事業を行うことができる。

- 1) 書籍などの物品製作・販売
- 2) ビデオ、写真などの製作・販売
- 3) 企業または団体との協賛事業
- 4) 不動産等の賃貸事業
- 5) 講演会、上映会などの開催

第5条（主たる事務所）

本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置くものとする。

第6条（国際的な地位）

本会の活動は、MSF インターナショナルに所属する各 MSF 組織、特に医療援助活動を主導する MSF オペレーション支部との協力において行われる。

第7条（外部団体との関係）

1. 本会は、MSF オペレーション支部と協議の上、医療チームの日本国内外への派遣を行う。
2. 本会は、理事会の決定に基づき、本会と類似の目的を持つ他の日本国内外の団体と協力することができる。

第8条（研修）

本会は、MSF の現地活動経験者および現地活動希望者その他の人材に対し、現地活動に供する教育等を受ける機会を、その物的手段が許すかぎりにおいて提供することができる。

第9条（「MSF 国際憲章」等の遵守）

1. 本会は、「MSF 国際憲章」（付属資料Ⅰ）に従う。
2. 本会の会員、職員および現地活動に参加する者は、MSF 国際憲章の内容を熟知し、またそれに従って行動しなければならない。
3. 本会は、MSF インターナショナルの一員として、その定款（付属資料Ⅱ）に従う。
4. MSF の商標（名称、ロゴ、および頭辞語）は MSF インターナショナルによって登録、所持されており、MSF インターナショナルによりその使用を許諾されている。

第 2 章 会 員

第10条（会員）

本会は会員によって構成される。会員は、特定非営利活動促進法上の社員である。会員は、本会の主旨を深く理解かつ賛同し、その活動に積極的に参加する意思を持つ個人である。会員は、総会に出席することができ、表決権を持つ。

第11条（会員の入会）

1. 会員となることを希望する者は、理事長に入会申込書を提出し、理事会の承認を求める。
2. 理事会は、前項の申し込みがあったとき、その者が第10条に掲げる条件に適合するときは、入会を承認する。
3. 理事会はその者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 理事会は会員の入会手続について、内規を定めることができる。

第12条（退会）

1. 会員は、理事長への退会届提出をもって会員としての資格を喪失する。
2. 連続して2年間、正当な理由なく定例総会を欠席した会員（書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、他の会員を代理人として表決を委任した会員は出席したものとみなされる）はその会員資格を喪失する。

第13条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当すると認められる場合は、総会の議決により、これを除名できる。その場合、当該会員に事前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 1) MSF 国際憲章または本定款に違反したとき
 - 2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

- 3) 本会と利害が対立する立場にあるとき
 - 4) 本会の名称を、政治的目的または営利目的で自身または第三者を利するために乱用または悪用したとき
 - 5) その他、重大な過失を犯したとき
2. 会員資格は、除名により直ちに喪失する。

第 3 章 役 員

第 14 条（役員）

本会は、役員として4名から11名の理事、および1名または2名の監事をおく。

第 15 条（役員の選任）

1. 本会の理事および監事は、定例総会または臨時総会において、会員のなかから無記名投票により選任される。
2. 理事会は役員選任の手続について、内規を定めることができる。

第 16 条（任期等）

1. 理事および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続して3期を限度とする。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。ただし、任期終了を待たずに理事または監事が辞任あるいは解任された場合でも、定数を満たしている場合は、この限りではない。
3. 各年の定例総会において選任する理事の人数は、理事会にて決定する。

第 17 条（役付理事）

1. 理事会は、理事の中から理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、会計役1名を選任することができる。理事長は、医療従事者である理事から選任する。
2. 理事長は「会長」、副理事長は「副会長」の称号をそれぞれ使用できる。

第 18 条（理事の職務）

1. 理事長は、本会を代表し、理事会の決定を実施し、本会を順調に機能させる役割を負う。
2. 理事長は、本会のスポークスマンとして、本会と他の団体、国際機関、民間組織、各国政府、マスコミ、世論との関係を担当する。理事長は、この任務の一部を事務局長または他の理事に委任することができる。また、本会の各経費についての支払を命ずる権限を有する。
3. 裁判上の代表権については、理事長または理事長から特別な委任状を受けた代理人のみが有するものとし、本会の代表として裁判に出廷することができる。
4. 副理事長は、理事長の職務を補佐する。理事長の職務の遂行に何らかの不都合が生じた場合は、理事会の指名を受けた副理事長が理事長の職務を代行する。
5. 専務理事は、本会の会議の招集手続、および議事録・書簡の作成に責任をもつ。専務理事の職務の遂行に不都合が生じた場合は、理事長の指名を受けた理事がこの職務を代行する。
6. 会計役は、理事会決定事項の実施に必要な会計書類に署名する権限を有する。
7. 会計役の職務の遂行に不都合が生じた場合は、理事会は、前項の署名権限を他の理事に委任する。

第 19 条（監事の職務）

監事は以下の職務を行う。

- 1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- 2) 本会の財産の管理状況を監査すること
- 3) 本会の業務または財産に関する不正行為、または本定款もしくは法律に対する重大な違反行為を発見した場合には、総会または所轄庁に報告すること

- 4) 前号の報告をするために必要がある場合には、臨時総会を招集すること
- 5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の管理状況について、理事会および理事に意見を述べ、または理事会の招集を求め、かつ所轄庁に報告すること

第20条（兼職禁止）

1. 理事は、事務局職員を兼職することができない。
2. 監事は、本会の理事または職員を兼職することができない。

第21条（役員の報酬）

1. 役員は、理事会の必要とする特定の職務を行う場合には、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受け取ることができる。かかる決定には、理事会の決議を必要とする。
2. 理事会は、役員の報酬の手続について、内規を定めることができる。

第21条の2（役員の辞任）

役員は、本会との利害の対立を含め、その職務遂行に何らかの不都合が生じた場合、理事長に辞任届を提出することにより辞任することができる。

第21条の3（役員の停職および解任）

1. 役員が次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、理事会はその総数の3分の2以上の賛成により、当該役員を一時停職させることができる。
 - 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - 2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき
 - 3) 本会と利害の対立する立場にあるとき
 - 4) 本会の目的に反するとき
2. 前項の規定により理事の停職が決議されたときは、理事会は臨時総会または次の定例総会で、その解任について総会の決議を求める。
3. 当該役員は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により解任される。
4. 当該役員は解任の議決前に総会において弁明の機会を与えられる。
5. 会員として資格を失った役員は、その職務を解任される。

第21条の4（役員欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第4章 総会

第22条（総会の構成）

1. 総会は、会員をもって構成し、その種類は定例総会、臨時総会、特別総会とする。
2. 理事会は、総会の手続について、内規を定めることができる。

第23条（表決）

1. 各会員の表決権は、平等とする。
2. 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、他の会員（但し、本会事務局職員である会員を除く）を代理人として表決を委任することができる。かかる会員は出席したものとみなされる。
3. 他の会員から表決を委任された会員（但し、本会事務局職員である会員を除く）は、委任分も併せて表決に参加できる。ただし、出席する会員が他の会員から受任できる表決数は5票を限度とする。
4. 理事会は、5票を超える委任状の取扱いについて、内規を定めることができる。
5. 総会の表決について、特別の利害関係を有する会員と認めた場合は、その議事の表決に加わることはできない。

第24条（総会の招集）

1. 定例総会の招集は、開催日の6週間前までに、また議案の詳細の通知は、その3週間前までに、各会員宛に書面または電磁的方法で行う。
2. 臨時総会および特別総会の招集は、開催日の3週間前までに、また、その議案の詳細は、その2週間前までに、各会員宛に書面または電磁的方法で行う。

第25条（定例総会）

1. 定例総会は、1年に1度、理事会の招集により、開催通知に記された日時および場所において開催される。
2. 定例総会は、以下の事項について協議および表決する。
 - 1) 前年度の事業報告および決算
 - 2) 役員の選任または解任
 - 3) 開催日の4週間前までに会員総数の3分の1以上から理事会に提出された議案
 - 4) 本会の活動に関する事項
3. MSF インターナショナルにおいて本定款付属資料である MSF 国際憲章および基準総則に関する変更決議がなされた場合は、本定款の変更を要しないかぎり、定例総会において、当該決議に従った付属資料の変更を行うことができる。

第26条（定例総会の議案）

定例総会の議事日程および議案は、原則として理事会が決定する。

第27条（定例総会の定足数および表決方法）

1. 定例総会が有効に成立するには、書面または電磁的方法による表決を行う者および代理人の出席者を含め、会員総数の4分の1以上の出席が必要である。
2. 出席者の総数が前項の定足数に満たない場合は、第24条の規定に基づき改めて招集を行う。
3. 定例総会の表決は、第21条の3第3項に規定された場合を除き、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第28条（臨時総会）

1. 臨時総会は、理事長が必要と認めた場合、会員の3分の1以上が要請した場合、または、第19条第4号の規定に基づき監事が求めた場合、招集される。臨時総会は、かかる要請から2ヶ月以内に開催されなければならない。
2. 臨時総会の議案は、以下のとおりである。
 - 1) 理事長が必要と認めた場合に招集された臨時総会では、理事が議題を決定する。
 - 2) 会員の要請により招集された臨時総会では、この会員が議題を決定する。
 - 3) 第19条第4号に基づき、監事により招集された臨時総会では、監事が議題を決定する。
3. 臨時総会の定足数および表決方法
 - 1) 臨時総会は、書面または電磁的方法による表決を行う者および代理人の出席者を含め、会員総数の過半数の出席をもって成立する。
 - 2) 出席者の総数が上記定足数に満たない場合は、第24条の規定に基づき、改めて招集を行う。
 - 3) 臨時総会の表決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第29条（特別総会の議案）

1. 特別総会は、理事会により招集される。
2. 特別総会の議案は、次のとおりとする。
 - 1) 本定款の変更。ただし MSF 国際憲章（付属資料 I）については、MSF インターナショナルの承諾を得ない限り、特別総会では変更できない。
 - 2) 解散および合併

3. 本定款のうち次の条項の変更については MSF インターナショナルに事前に報告する。

- 本会の名称に関する条項（第1条）
- 主たる事務所に関する条項（第5条）
- MSF インターナショナルとの関係に関する条項（第6条）
- 団体の目的に関する条項（第2条）
- 団体の名称、商標に関する条項（第9条4項）
- 本定款の変更に関する本条項

第30条（特別総会の定足数および表決方法）

1. 特別総会は、書面または電磁的方法による表決を行う者および代理人の出席者を含め、会員総数の過半数の出席をもって成立する。
2. 出席者の総数が上記定足数に満たない場合は、第24条の規定に基づき、改めて招集を行う。
3. 特別総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第31条（総会の議長）

総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が何らかの理由で議長を務められない場合は、副理事長、または理事会の指名を受けた他の理事がこれを代行する。

第32条（総会の議事録等）

1. 総会の書記業務は、専務理事または理事長の指名を受けた他の理事により執行される。
2. 総会の議長と書記の連署を受けた出席者一覧には、実際の出席者のほか、書面または電磁的方法による表決者および代理人に表決を委任した者の氏名があわせて記載される。
3. 総会の議決結果は、総会の議長および書記が連署する議事録に記載される。
4. 理事長は、裁判その他の目的で作成される議事録の写しおよび抄本に署名する。

第5章 理事会

第33条（理事会の構成）

1. 理事会は、理事をもって構成し、本会の趣旨に基づく最高の業務執行機関として、本会を代表する。
2. 理事会は、理事会の手続について、内規を定めることができる。

第33条の2（理事会の権能）

理事会は、本定款で別に定める事項のほか次の事項を表決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の表決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の表決を要しない会務の執行に関する事項

第34条（理事会の開催）

1. 理事会は、少なくとも3ヶ月に一度開催される。
2. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催される。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき
 - 2) 現任理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の要請があったとき
 - 3) 第19条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
3. 理事長が必要と認めた場合には、書面、電磁的方法または電話等による理事会を開催できる。

第34条の2（招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第2号および第3号の規定による要請および請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所および議案を記載した書面または電磁的方法をもって、原則として14日前までに通知しなければならない。

第34条の3（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第35条（理事会の議案）

1. 理事会の議案は、理事長が決定する。ただし第34条第2項第2号の規定による理事会の議案はその招集を要請した理事が決定し、また第19条第5項の規定による理事会の議案は、これを請求した監事が決定する。
2. 事務局長は、理事長に議案を提案することができる。
3. 議案は、出席理事の過半数の賛成があれば、理事会開催当日の決定でも差し支えないものとする。

第36条（理事会の定足数および議決方法）

1. 理事会の審議が有効に成立するには、理事総数の過半数の出席が必要である。
2. 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

第37条（議事録等）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長と専務理事または他1名の理事がこれに連署する。議事録は英語で作成されたものを原本とし、日本語の正訳を作成する。
 - 1) 日時および場所
 - 2) 委任理事数、出席者数および出席者氏名（委任状出席者および書面表決者にあつては、その旨を記すこと）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要および議決の結果
2. 理事会は、その議事録および本会が有する技術的・物的手段および資金の現状をまとめた報告書を常に整理・更新し、必要に応じて総会に提出できるようにしておかなければならない。

第38条（職員の理事会出席）

1. 事務局長は、理事会に出席を要請されるが、表決権は持たない。
2. その他の職員は、理事会の審議に出席を求められることがある。ただし、表決権は持たない。

第38条の2（理事会の傍聴）

1. 本会の職員および会員は、理事会を傍聴することができる。
2. 理事長は、傍聴が不適当な審議については、傍聴を控えさせることができる。

第39条（参事の指名）

理事会は、任意の人物を参事として指名することができる。参事は理事会での審議に参加することができるが、表決権は持たない。

第40条（経費の承認）

役員は、役員として理事会その他本会の業務遂行に要した経費の払い戻しをうけることができる。

第 6 章 事 務 局

第 4 1 条（事務局の設置等）

1. 理事会は、本会の日常業務を執行する機関として事務局を設置し、その責任者として事務局長の任免を行う。
2. 理事会は、事務局職員の任免権を事務局長に委任する。

第 7 章 資 産

第 4 2 条（資産の構成）

本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とし、以下をもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された資産
- 2) 会員が納入する会費
- 3) 個人または法人からの寄付金品
- 4) 本会が所有する財産から生じる収益
- 5) 国、省、県、市町村、公的機関等からの助成金
- 6) 所轄庁の許可を得たものを含む各種の特別収益
- 7) 役務提供等に対する報酬から生じる資産
- 8) 事業に伴う収益

第 4 2 条の 2（資産の管理）

本会の資産の責任者を理事長とし、その管理を事務局長に委ねるものとする。

第 8 章 会 計

第 4 3 条（会計）

本会の会計は、関係法令の定めに従って行う。

第 4 4 条（予算および決算）

1. 本会の事業計画案とそれに付随する予算は、理事会が作成する、または、理事会の委託を受けた事務局が作成し、理事会の承認を得る。
2. 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等決算に関する書類は、理事会が作成する、または、理事会の委託を受けた事務局が作成し、理事会の承認を得る。これらは、監事の監査および定例総会の承認を得なければならない。
3. 前項の書類は、必要に応じて所轄庁に提出され、また、主たる事務所に備え付けられるものとする。
4. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越す。

第 4 4 条の 2（暫定予算）

1. 第 4 4 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 4 4 条の 3（予備費の設定および使用）

1. 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条（収益事業）

本会は、第4条第3項記載のその他の事業に関しては、特別会計を設け、一般会計と区別して行う。

第46条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第9章 定款の変更、解散および合併

第47条（定款の変更）

1. 本定款を変更しようとするときは、特別総会における決議を経て、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければならない。
2. 本定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第48条（解散および清算）

1. 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) MSF インターナショナルの承諾を得た上での、特別総会における議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第2号の事由により、本会が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。また、本会の財産を整理する1名または複数の清算人を指名しなければならない。

第49条（合併）

本会が他の法人と合併しようとするときは、MSF インターナショナルの承諾を得た上で、特別総会における決議を経て、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第10章 公 告

第50条（公告）

本会の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

附 則

1. 本定款は、本会成立の日から施行する。
2. 本会設立当初の役員は、付属資料Ⅲのとおりとする。
3. 本会設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、本会成立の日から、その半数については平成11年12月31日まで、残りの半数については平成12年12月31日までとする。
4. 本会設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成11年12月31日までとする。
5. 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本会の社員の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。 年会費 3,000円

附 則

1. この定款は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和3年3月20日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和8年7月21日から施行する。

設立当初の役員

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

役職名	氏名
会長 (理事長)	テラダ サコ 寺田 朗子
副会長 (副理事長)	ビバールソン フィリップ・ジヤン・ ピエール BIBERSON Philippe Jean-Pierre
副会長 (副理事長)	セグチ ハジメ 関口 元
会計役 理事	ヒビノ タケ 日比野 武
専務理事	レブイイ ドミニク ピエール LEBUIILLIER Dominique Pierre
理事	プラット エマニエル PRAT Emmanuel
理事	デュボア ローラン フランソワ DUBOIS Laurent Francois
理事	ミヤ シンスケ 宮尾 舜助
理事	デカルペンリス クザビエ DESCARPENTRIS Xavier
理事	アラシバ マサヨシ マイケル ARASHIBA Masayoshi Michael
理事	ラウアブディア・セラミ カリム LAOUABDIA-Sellami Karin
理事	カト トモ 貫戸 朋子
監事	ヒハラ シゲアキ 日野原 重明